資料4－2

第３期北海道スポーツ推進計画
「全体構成（骨格）」（案）について

【目　次】

～計画の構成「要素」となる事項の内容や背景について～

1　これまでの国と道における「スポーツ政策」に関する経過

2　北海道スポーツ推進計画の位置づけ

3　「スポーツ」の捉え方・意義や役割

4　目指す姿

5　スポーツを取り巻く環境や社会状況の変化等

6　第２期計画の総括的な評価

～全体構成（骨格）の検討に当たって国の計画との比較～

7　国及び道の計画、条例の全体構造比較

8　国及び道の計画における主な目標指標の比較

～ 全体構成（骨格）の提示案～

9　全体構成（骨格）の検討に当たって

10　全体構成（骨格）提示案

1　これまでの国と道における「スポーツ政策」に関する経過

年度	国　の　動　き	道　の　動　き
H23	・ スポーツ基本法の制定 ・ スポーツ基本計画の策定（期間：H24～H２８年度）	
H24		・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例」施行 **～学校体育を除くスポーツに関する事務を道教委から知事に移管** ＊北海道は、スポーツ基本法上の「特定地方公共団体」 ・ 北海道スポーツ推進計画の策定（期間：H25～H29年度）
H27	・ スポーツ庁の発足	
H28	・ 第２期スポーツ基本計画の策定(期間：Ｈ２９～Ｒ３年度)	
H29		・ 障がい者スポーツに関する事務を保福部→環生部に移管 ・ 第２期北海道スポーツ推進計画の策定(期間：Ｈ３０～Ｒ４年度)
R3	**・ 第３期スポーツ基本計画の策定（期間：Ｒ４～Ｒ８年度）**	**・ 北海道スポーツ推進条例の施行（R4.3.31～）**
R4		**・ 第３期北海道スポーツ推進計画の策定（期間：Ｒ５～Ｒ９年度）**

2　北海道スポーツ推進計画の位置づけ

スポーツ基本法

第１０条（地方スポーツ推進計画）
　都道府県及び市町村の教育委員会
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第１項の条例の定めるところにより、その長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下**「特定地方公共団体」（＊）**という。）にあっては、**その長**）
は、**スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。**

北海道スポーツ推進条例

第６条（スポーツ推進計画）
　知事は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第１項の規定に基づき、スポーツの推進に関する計画（以下この条において「スポーツ推進計画」という。）を**策定するものとする。**

その　他

北海道総合計画の特定分野別計画として位置づけ

3　「スポーツ」の捉え方・意義や役割

（1）スポーツとは（捉え方）

スポーツ基本法前文・北海道スポーツ推進条例前文

スポーツは、
心身の健全な発達、
健康及び体力の保持増進、
精神的な充足感の獲得(かん)
自律心その他の精神の涵養等のために、
個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動

国のスポーツ基本計画

●「スポーツ」には、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング、サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれ、広い概念

●「スポーツ」は、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での**「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つもの**

（2）スポーツの意義（スポーツの有する価値）や役割

第３期スポーツ基本計画～スポーツの捉え方より～	北海道スポーツ推進条例～前文～
● スポーツを「する」 ～自信、仲間意識、人の温かみ、人間らしさが育まれ、人々の生活や心を豊かにする ● スポーツを「みる」 ～感動、応援を通じた一体感を得る ● スポーツを「ささえる」 ～ 人と人との絆や思いやる心を育む ■ こうした「**スポーツの価値**」を原点として大切にし、更に高め、**生涯を通じてスポーツを「好き」でいられる環境を整えていくことが不可欠** ◆ 「**スポーツそのものが有する価値**」を基本としつつ、スポーツを通じて他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという側面を持つ「**スポーツが社会活性化等に寄与する価値**」も更に高めていく施策に取り組み、 スポーツの多様性と可能性を追求していくことが必要。	● スポーツを「する」 ～楽しさ、喜び、健康増進、生きがいをもたらす ● スポーツを「みる」 ～感動、楽しさ、活力を与える ● スポーツを「ささえる」 ～ともに喜びや達成感、地域との一体感を醸成 ● スポーツを「しる」 ～スポーツの様々な効果への理解、意欲、自主性を育む ● これら多様な関わり方が相互に「つながる」ことにより、好循環と人と人とのつながりを深める ■ このような「**スポーツの持つ力**」を最大限に活用し、 あらゆる場面において、生涯にわたり、誰もが、それぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、目的に応じて、**スポーツに親しみ、ひいては、社会に参画することができる環境づくりを促進していくことが重要**

4　法、計画の目指す姿

国		道	
スポーツ基本法	第２期スポーツ基本計画	第２期北海道スポーツ推進計画	北海道スポーツ推進条例
・スポーツは世界共通の文化 ・国民が健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠 ・国民生活における多面に渡るスポーツの需要性に鑑み、**スポーツ立国の実現**は２１世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題	・あくまでもスポーツの主役は国民、国民にスポーツの機会を提供するスポーツ団体等 ・国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体、国等が一体となって**スポーツ立国を実現**	・スポーツの主役は道民 ・「する」、「みる」、「ささえる」スポーツ参画人口の拡大を図る ・スポーツの風で未来をひらき、**スポーツ王国北海道（＊）**の実現をめざす	～前　文～ スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、 **将来にわたる持続可能な社会の実現（＊＊）**を目指す

＊スポーツ王国北海道～知事が宣言した「スポーツ北海道宣言」（平成１２年2月１３日）
「子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、四季折々にさまざまなスポーツに親しみ、世界の国々からスポーツを愛する仲間が集う、まさに「**スポーツ王国**」として、はばたこうとしています。」を由来
＊＊ 持続可能な開発が行われ、持続可能性を持った社会を**「持続可能な社会」**（Sustinable　society）と表現

5　スポーツを取り巻く環境や社会状況の変化等

国の動向（第３期スポーツ基本計画より）	道内の動向
２０１７（H２９）	
◆　２０１８（H３０） 平昌オリパラ ◆　２０１９（R元） アジア初ラグビーWC2019 ◆　２０２０（R２）～ **コロナの影響により、スポーツ活動が制限。** 3月には、東京大会延期。 その中でも、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組が続けられる。 ◆　２０２１（R３） 東京オリパラ	○　日本の**総人口は減少局面**。（特に地方において加速） → **少子・高齢化の加速見込**。 **スポーツの担い手不足**や、**スポーツ環境の維持の困難**さ等につながる。 ○　働き方や生活様式等のライフスタイルも大きく変化傾向 ○　持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取組が進展（ＳＤＧs等）
	２０１８（H３０）
	◆　２０１９（R元） ラグビーWC2019 ～札幌ドームで一部試合開催 ◆　２０２０（R２）～ **コロナの影響により、スポーツ活動が制限** ◆　２０２１（R３） 東京オリパラ ～マラソン・競歩道内開催
	○　北海道の人口は、１９９７年（H９）に５７０万人に達して以降、減少に転じ、**全国を上回るスピードで減少**が継続 （2015（H27）：538万人→2040：428万人（▲20％）→2060：320万人（▲40%） ～北海道人口ビジョン（R2年）より～ ○　スポーツ少年団の減少等 （団員数　2018（H30）；３９千人→2021（R3）32千人 指導者数　〃　9千人 →　〃　8千人） ○　学校部活動改革による地域スポーツ活動へ移行　等 （R2現在、約8万人の運動系部活動員が存在）

6　第２期計画の総括的な評価

国の第２期スポーツ基本計画（H29～R3）の総括的な評価	道の第２期スポーツ推進計画（H30～R4）の総括的な（中間）評価
【今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策】	【５つの柱の具体的施策】
（1）スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 ◆　スポーツ実施率は、第２期計画策定時と比して上昇。 しかし、第２期計画の設定目標は達成せず。 （**H28：42.5%→第２期目標：65%→R3：56.4%**） →　スポーツ実施に向けた環境整備・機運醸成、特に頻度が少ない層と非実施層へのアプローチを進めることが必要	柱１　スポーツで変わる北海道民　～生涯スポーツの推進、参画機会の拡充～ ◆　スポーツ実施率は、第２期計画策定時と比して上昇。 しかし、第２期計画の設定目標はR3時点では達成せず （**H28：59.0%　→第２期目標：65%　→R3：61.9%**） →　コロナ禍において従来どおりスポーツが実施できなくなった状況においても、自身の健康増進等のために運動・スポーツが行われるなど、反射的にニーズが高まる →　環境や状況の変化に応じた運動・スポーツの楽しみ方の取り入れ
（2）スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 **（共生社会の実現）** ◆　障がい者スポーツ実施率は、 **H27:19.2%→第２期目標：40%→R3：31.0%** →　引き続き環境構築に向けた取組が必要。 **（経済・地域の活性化）** ◆　地域経済活性の核となる**スタジアム・アリーナ**の整備を支援 ◆　**スポーツコミッションの設置数は東京大会を契機に順調** →　各地域等で質の向上にも引き続き取組む必要	柱２　スポーツで変える地域・経済・共生社会 **（共生社会の実現）** ◆　障がい者スポーツ指導者数は、 **H28:946人　→　第２期目標：1,100人→　R2：1,036人** →　指導者等は都市部に多く、地方部に少ないという課題もあり、道内を面的に捉えた視点が重要。 →　障がい者スポーツの専用・優先施設が少ないことから、健常者施設の転換や総合型地域SCの設立促進など場の拡大が重要 →　障がい者スポーツ実践団体等の活性化と連携が重要 **（経済・地域の活性化）** ◆　地域経済活性化となるスタジアム・アリーナについては、2030年開設予定の**ボールパーク構想**が北広島市において進められる。 ◆　**スポーツコミッションや都市宣言市町村数は目標を達成** →　スポーツ合宿に取り組む市町村数のさらなる拡大（H28；83→R1:115）やスポーツに関する地方創生に取り組む市町村（R３末：88）の増加が重要
（3）国際競技力向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 ◆　東京オリ・・・金メダル数、総合メダル数過去最高 東京パラ・・・総メダル数過去最高 →　この成果を一過性のものとしないよう施策を効果的・効率的に進めていくことが必要	柱３「どさんこ選手」の国際競技力の向上 ◆　どさんこ選手の出場者数（メダル数） 夏季オリ　2016リオ　12人（２個）　→　2021東京　22人（6個） 夏季パラ　〃　8人（3個）　→　〃　7人(1個) 冬季オリ　2018平昌　65人(6個)　→　2022北京　58人（6個） 冬季パラ　〃　７人（0個）→　〃　２人（0個） →　アスリートパスウェイなど戦略的強化のさらなる推進、競技力の向上と継続が重要
（4）クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 ◆　スポーツ・インテグリティの確保について、ガバナンスコードの策定等に取り組む →　引き続き、問題事案等は生じており、体罰・暴力の根絶や団体のガバナンスの強化等を図ることが必要	柱４　スポーツを通じた人づくり ◆　スポーツ・インテグリティの確保 →スポーツ競技団体のガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識付け重要 ◆　アスリートのセカンドキャリア形成 →アスリートの技術や経験を次世代選手の育成等に生かすことができる環境づくり重要 柱5 東京・札幌冬季オリパラによるレガシーの創出　→成果を一過性のものしないよう各施策を推進

7　国及び道の計画、条例の全体構造比較

生涯スポーツ関係（オレンジ色）、地域活性化・共生社会関係（青色）、競技力向上関係（赤）、オリパラのレガシー関係（水色）、安全安心その他（緑）

区分	国の第２期基本計画	国の第３期基本計画	第２期北海道スポーツ推進計画	北海道スポーツ推進条例
趣旨・位置づけ	第１章　策定に当たって 計画の位置づけ、目指す姿など	はじめに 計画の策定に当たって	第１章　策定に当たって 計画の趣旨・位置づけ　など	前文　～定義・効果・地域特性・めざす姿「持続可能な社会の実現」
基本方針	第２章　中長期的な基本方針 １「人生」が変わる ２「社会」を変える ３「世界」とつながる ４「未来」を創る	第1部 今後のスポーツの方向性 第1章　スポーツの価値 １ 第2期計画の総括的な評価 ２ スポーツの捉え方 ３ 新型コロナと東京大会を通じて再確認された「スポーツの価値」 第２章　基本方針と新たな視点 ・第2期計画の基本方針は、第3期計画においても踏襲 ・新たな３つの視点が必要 （つくる／はぐくむ等）	第２章　めざす姿と基本方針 （基本方針） ・北海道らしくスポーツをする・みる・ささえる ・スポーツの価値で好循環を生み出す ・スポーツで北海道と世界をむすぶ ・東京オリパラの好機をつかみ、その先の道へつなぐ （めざす姿） ・スポーツの風で未来をひらき、スポーツ王国北海道を実現	第１章　総則 ◆①目的：健康保持増進と魅力ある人・地域づくり、持続可能な社会 ◆②基本理念： (1)生涯にわたる健康の保持増進等 (2)子どもの健全な発達・体力向上 (4)親しむ機会の確保 (3)障がい者への配慮 (5)地域・国際交流による地域活性化 (7)自然環境・観光資源の活用 (6)競技水準の向上 ◆③責務④道民の役割⑤関係者 第2章　⑥スポーツ推進計画
施　策	第３章　総合的・計画的に取り組む施策 １スポーツ参画人口の拡大とそのための人材育成、場の充実 ライフステージに応じた活動、人材と場の充実　等 ２活力があり絆の強い社会の実現 ・共生社会の実現 ・地域・経済の活性化　等 ３国際競技力の向上に向けた持続可能な人材育成や環境整備 ４クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化	第2部　今後取組む施策と目標 第1章 東京大会のレガシーの承継・発展に向けて特に重点的に取組むべき施策 ・国際競技力の向上、共生社会の実現　等 第2章 新たな３つの視点を支える施策 ・多様な主体が参画できる機会の創出　等 第3章 総合的・計画的に取り組む施策 ～スポーツ振興を図るための施策～ （1）多様な主体の機会創出（2）DXの推進 （3）国際競技力の向上（4）国際交流 ～地域活性化・社会課題解決を図る施策～ （5）健康増進（6）成長産業化、 （7）地方創生・まちづくり（8）共生社会 ～基盤や体制確保を図る施策～ (9) 団体の経営力強化 (10) ハード・ソフト・人材 (11)（12）安全・安心・インテグリティ	第３章　５つの柱と具体的方策 １　スポーツで変わる北海道民 ・ライフステージに応じた活動推進 ・子ども機会充実と体力向上 ・場の確保 ・応援文化の構築 ２　スポーツで変える地域・経済・共生社会 ・地域活性化、成長産業化 ・優しい共生社会 ３　どさんこ選手の国際競技力の向上 ・アスリート強化、発掘・育成 ・スポーツ合宿誘致促進 ・ウィンタースポーツ競技力向上 ４ スポーツを通じた人づくり ・コンプラ徹底、暴力根絶 ・セカンドキャリア ・ボランティア ・大学との連携 ５　東京・札幌オリパラによるレガシーの創出 ・大会機運の醸成 ・競技力向上、合宿誘致等	第３章　基本的施策 ⑦ライフステージに応じたスポーツ ⑧健康づくり・健康寿命延伸 ⑨子どものスポーツ ⑫環境の整備 ⑬観戦等の気運の醸成 ⑳顕彰 ⑩障がい者スポーツ ⑪優しい共生社会 ⑭地域の活性化等 ⑯冬季スポーツの振興 ⑮競技水準の向上 ⑰ボランティア育成 ⑱セカンドキャリア形成 ⑲体罰・暴力の根絶
	第4章　推進のために必要な事項	第4章　推進のために必要な事項		

8　国及び道の計画における主な目標指標の比較

国の第２期スポーツ基本計画	国の第３期スポーツ基本計画	第２期北海道スポーツ推進計画
１スポーツ参画人口の拡大	（１）多様な主体におけるスポーツ機会創出	１　スポーツで変わる北海道民
■ **成人の週1回以上スポーツ実施率** **目標：６５％**（結果R3：56.4%）	■ **成人の週1回以上スポーツ実施率** **目標：７０％**	■ **成人の週1回以上スポーツ実施率** **目標：６５％**（R3：61.9%）
■ **子どもの体力水準をS60年頃まで引き上げ**（結果：達成せず）		■ **子どもの体力水準をS60年頃まで引き上げ**（R3現在達成せず）
	■ **【新規】新体力テストの総合評価がC以上の児童・生徒の割合　目標：８０％以上** （R3:児童68%、生徒：75%）	北海道　男子　児童68.8%、生徒69.8% 女子　児童70.9%、生徒80.3%
■ 都道府県レベルでの総合型地域スポーツクラブの中間支援組織整備		■ **本道全ての市町村に総合型地域スポーツクラブを設置**（R３：96市町村）
	（10）スポーツの推進に不可欠なハード・ソフト・人材 ■ **【新規】インフラ長寿命化個別施設計画の策定率向上　目標５０％**（R1：11%）	北海道R2：２６％
２活力があり絆の強い社会の実現	（８）スポーツを通じた共生社会の実現	２　スポーツで変える地域・経済・共生社会
■障がい者の週1回以上スポーツ実施率 目標：４０％（結果R3：３１．０%）	■障がい者の週1回以上スポーツ実施率 目標：４０％（結果R3：３１．０%）	
■**障がい者スポーツ指導者の養成** 目標：3万人		■　**障がい者スポーツ指導者数** **目標：1，100人**（R2：1，036人）
	■ **【新規】障がい者スポーツを経験したことのある者の割合　目標：２０％**（R3:5.7%）	
	（６）スポーツの成長産業化 ■スポーツ市場規模 目標：2025年度までに15兆円	
■スポーツ市場規模 目標：2025年度までに15兆円		■　**道内におけるスポーツ市場規模を拡大** 集積データなし
■**スポーツコミッション設置数** **目標：１７０**（全国市町村数の1割）		■　**スポーツコミッション設置数** **目標：１７（R3：１９）**
		■　**スポーツ都市宣言市町村数** **目標：47以上（R3:４７）**
	（７）スポーツによる地方創生・まちづくり ■ **【新規】スポーツ・健康まちづくり（「まち・ひと・しごと総合戦略」）に取組む地方公共団体の割合　目標：2026まで40%**	スポーツに関する「まち・ひと・しごと」総合戦略を策定する道内の市町村数　88（49%）
３　国際競技力の向上 ―	（８）国際競技力の向上 ■ **【新規】**主要国際大会において、過去最高水準の金メダル数、メダル総獲得数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現	３　どさんこ選手の国際競技力の向上 ■ **より多くの選手が大会に出場し、前回大会以上に活躍**
４　クリーンでフェアなスポーツの推進 ■　全てのスポーツ団体の紛争解決の仕組促進	（11、１２）安全安心・インテグリティの確保 ―	４　スポーツを通じた人づくり ■　**包括連携協定大学数の増加**（R3：２大学）

9　全体構成（骨格）の検討に当たって

（１）基本的な考え方　～　分かりやすいものとするため、「めざす姿」－「柱」－「施策」と階層体系を設定

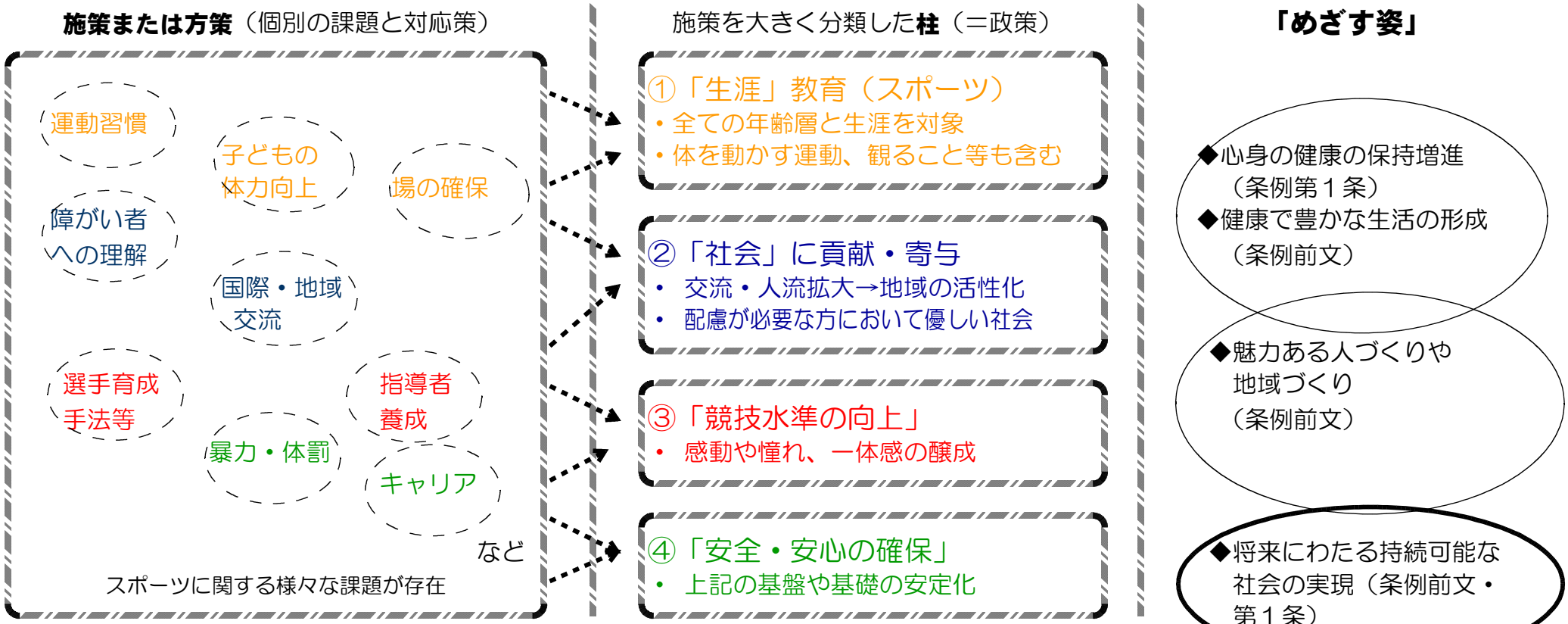

- ◆　北海道スポーツ推進条例では、
  第３章　基本的施策として
  第７条～第２０条までを規定
- ◆　国の第３期スポーツ基本計画では、
  第３章に１２の施策を列記

- ◆　国の第２期基本計画では、
  基本方針～
  １「人生」２「社会」３「世界」４「未来」
  施策の柱～
  １「人生」２「社会」３「競技」４「ｸﾘｰﾝ」
- ◆　国の第３期基本計画では、
  基本方針～第２期計画を踏襲
  施策の柱なし（１２の施策）

～参考：条例の「持続可能な社会」～

- 国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された17の開発目標（ＳＤＧｓ）から、持続可能か開発目標が達成された社会（sustinable society）を採用した表現
- アジェンダ宣言では、「スポーツもまた重要な鍵となる」と認識されている。

（２）柱立ての整理の方向性

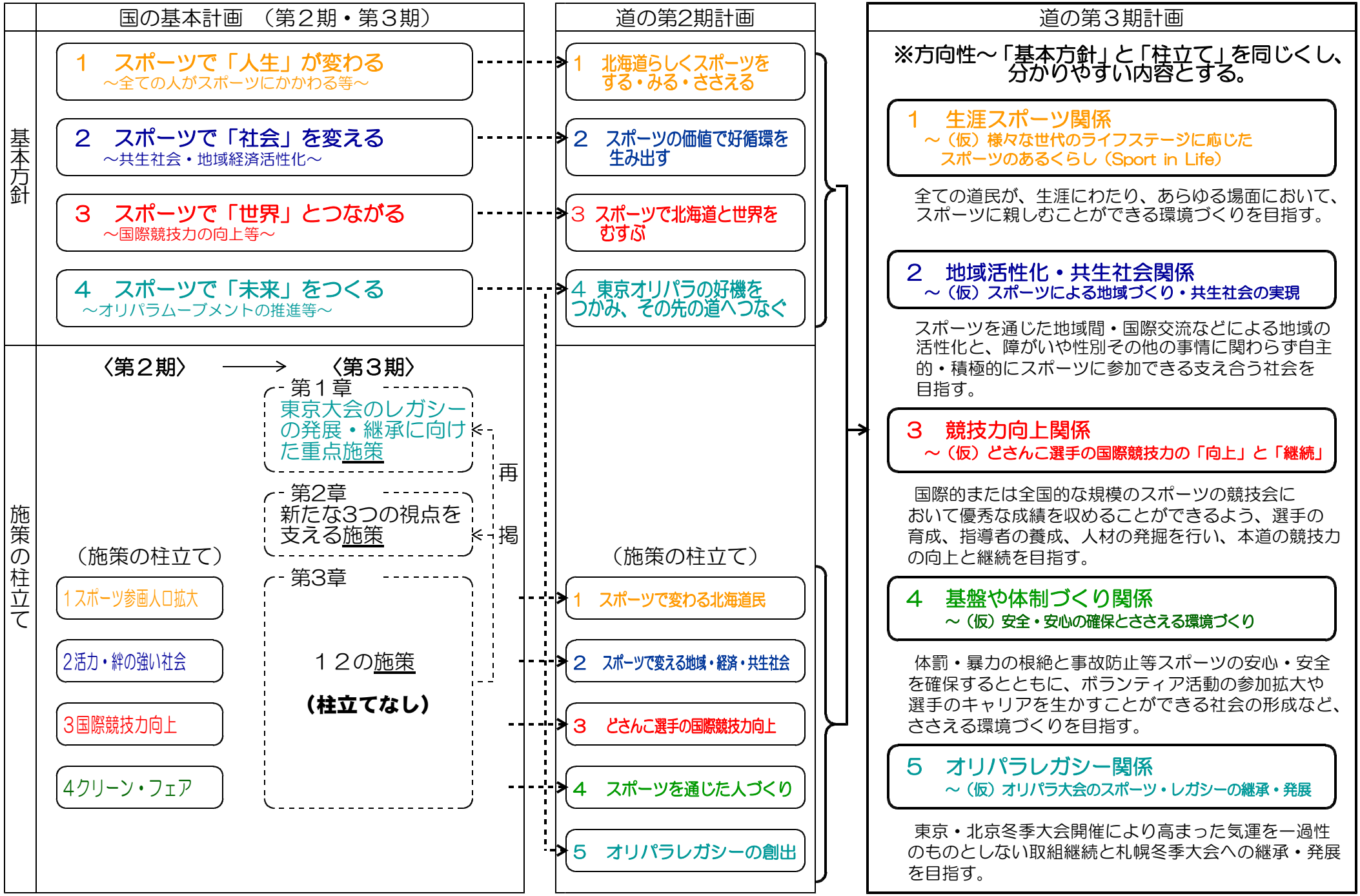

１０　全体構成（骨格）の提示案

第２期北海道スポーツ推進計画

第１章 第2期北海道スポーツ推進計画の策定に当たって

１ 計画の趣旨

○RWC2019や東京2020オリパラ→スポーツへの注目高まり
○H２７にスポーツ庁が設置、H２９に国の第２期計画が策定
○国の新たな計画を踏まえ、第２期推進計画を策定

２ 計画の位置づけ

○基本法に基づく地方計画、国の基本計画を参酌　等

３ 計画の期間及び進捗管理

○H30～H34（R4）年度までの5年間
○進捗状況を審議会に報告　等

第２章　めざす姿と基本方針、５つの柱

１ スポーツを取り巻く環境と基本方針

○RWC2019や東京2020オリパラ→スポーツの価値の　変化
○人口減少・高齢化→競技人口の減少
○東京2020オリパラムーブメントを捉え、北海道らしいレガシーの創出

【基本方針】
●北海道らしくスポーツをする・みる・ささえる
●スポーツの価値で好循環を生み出す
●スポーツで北海道と世界をむすぶ
●東京オリパラの好機をつかみ、その先の道へつなぐ

２ 計画策定における５つの柱

柱１　スポーツで変わる北海道民
柱２　スポーツで変える地域・経済・共生社会
柱３　「どさんこ選手」の国際競技力の向上
柱４　スポーツを通じた人づくり
柱５　東京・札幌オリパラによるレガシーの創出

２ めざす姿

スポーツ王国北海道を実現

第３章　５つの柱の具体的方策

柱１　スポーツで変わる北海道民
①ライフステージ・表彰②子ども機会充実
③親しむ場の確保　④応援文化の構築

柱２　スポーツで変える地域・経済・共生社会
①スポーツによる地域活性化
②成長産業化　③優しい共生社会

柱３　どさんこ選手の国際競技力の向上
①アスリート強化、指導者充実、 ②次世代発掘・育成
②国内外からの合宿誘致等　④冬季スポーツ競技力向上

柱4 スポーツを通じた人づくり
①人間力の形成
②人材の働く環境づくり
③ボランティアの普及促進　④大学との連携

柱５　東京・札幌オリパラによるレガシーの創出
①東京2020オリパラ開催による好機の活用
②札幌冬季オリパラの機運の醸成

第３期北海道スポーツ推進計画

第１章 第3期北海道スポーツ推進計画の策定に当たって

１ 計画の趣旨

○**新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ活動が制限**
○東京・北京冬季大会のどさんこ選手に活躍→スポーツへの関心の高まり
○国の新たな計画、**道スポーツ推進条例**を踏まえ、第３期推進計画を策定

２ 計画の位置づけ

○基本法に基づく地方計画、国の基本計画参酌、**道の条例を踏まえた**内容

３ 計画の期間及び進捗管理

○**R5～R９年度**までの5年間
○進捗状況を審議会に報告　等

第２章　めざす姿と基本方針

１ スポーツを取り巻く環境

○**R2～新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ活動が制限**
○**東京大会～マラソン・競歩競技が道内開催、北京を含めどさんこ選手が活躍**
○北海道の人口は全国を上回るスピードで減少、少年団も減少
→競技人口の減少＋スポーツの裾野の減少
○**学校部活動改革による地域スポーツ活動への移行**→受け皿対策重要

←取り巻く環境変化

２ 基本方針

（前置き～「スポーツ」とは、スポーツが果たす役割）

○**スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な自発的な活動を 通じて、「楽しさ」や「喜び」を感じることを本質に持つもの。**
○**スポーツの持つ力を最大限活用し、スポーツに親しみ、ひいては社会に参画することができる環境づくりを促進していくことが重要**
（スポーツの価値を原点として、生涯を通じてスポーツを好きでいられる環境を整えていくことが不可欠。加えて、スポーツそのものが有する価値を基本としつつ、社会活性化等に寄与する価値も更に高め、スポーツの多様性と可能性を追求していくことが必要）

←スポーツの捉え方
←条例前文
←国第３期計画

1 （仮）様々な世代のライフステージに応じたスポーツのあるくらし
2 （仮）スポーツによる地域づくり・共生社会の実現
3 （仮）どさんこ選手の国際競技力の「向上」と「継続」
4 （仮）安全・安心の確保とささえる環境づくり
5 （仮）オリパラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展

３ めざす姿

スポーツを通じた将来にわたる持続可能な社会の実現

←条例

第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策（具体的方策）

1 （仮）様々な世代のライフステージに応じたスポーツのあるくらし
①ライフステージ（条例第７条）、 健康づくり・健康寿命延伸（第８条）
②子ども（第9条）、冬季（第16条）、③環境の整備（第12条）、④応援文化（第13条）

2 （仮）スポーツによる地域づくり・共生社会の実現
①地域の活性化（第１４条）、②経済活性化（第14条②）、冬季（第16条））
③障がい者（第10条）、共生社会（第11条）

3 （仮）どさんこ選手の国際競技力の「向上」と「継続」
①選手の育成・指導者の養成（第15条）
②発掘・育成（第15条）③冬季（第16条）、④顕彰（第20条）

4 （仮）安全・安心の確保とささえる環境づくり
① 体罰・暴力根絶・コンプラ・ガバナンス（第19条）
②キャリア形成（セカンド・デュアルキャリア）（第18条）
③ボランティア（第17条）
④大学・教育機関との連携、⑤コロナ感染対策

5 （仮）オリパラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展
東京、北京冬季大会開催により高まった気運を一過性のものとしない取組継続と札幌冬季オリパラへの継承・発展
（施策は１～４から再掲）

備　考